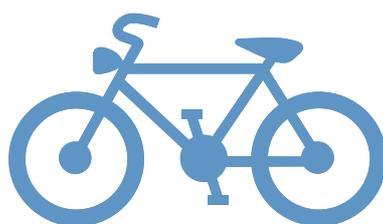
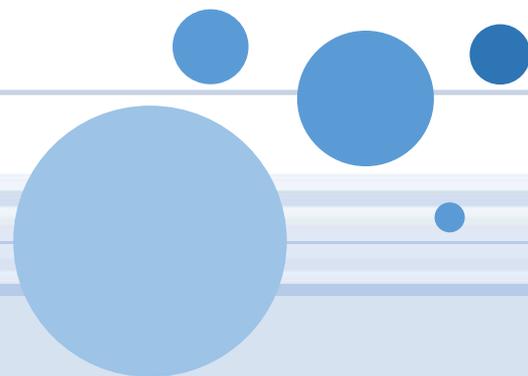


調布市自転車ネットワーク計画



平成 30 年 11 月

調 布 市



はじめに

自転車は、免許を取得する必要がなく、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用できる乗り物であり、近年では、健康志向の高まりや環境に優しい交通手段という観点から特に注目されています。また、東京2020オリンピック競技大会における自転車競技ロードレースが多摩地域において実施され、男女ともに武蔵野の森公園をスタート地点とすることが決定したことから、調布市において、自転車への関心が高まることを期待しております。

一方、自転車は車両という意識が希薄であり、車道通行が原則でありながら、歩行者優先である歩道においてスピードを出すなどの危険走行をするルールやマナーを守らない自転車が多く見受けられ、自転車利用者が関わる交通事故の増加は社会問題になっています。

市では、平成23年4月に策定した「調布市総合交通計画」の中で、「歩行者・自転車が安全・安心に移動できる環境の整備」を基本方針に掲げるとともに、自転車利用環境の整備を計画的に進め、市内の良好な自転車通行環境の実現を目指し、この度、「調布市自転車ネットワーク計画」を策定いたしました。

本計画は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を背景に、「東京都自転車走行空間整備推進計画」等に基づく都道における自転車走行空間の整備が進められていることに加え、近隣市とも調整を図り、国道・都道・市道の区別なく、自転車が通行しやすい空間を連続させることで、より安全に回遊できるようネットワーク化した整備を進めるために策定したものです。本計画により、自転車・歩行者・自動車がともに安心して通行できる道路環境の整備が進み、「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現にまた一步近づくものと信じております。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました検討委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。



平成30年11月

調布市長

長友貴樹

目次

1. 計画の概要	1
1.1 計画の目的	1
1.2 自転車の通行に関する法律等	2
1.2.1 道路交通法	2
1.2.2 道路交通法の動向に関連する取組等	3
1.3 計画の位置づけ	4
1.3.1 自転車施策に関する上位・関連計画	4
1.3.2 近年の自転車施策に関する指針等	6
1.3.3 上位・関連計画等の整理	9
1.4 計画検討の経過	10
1.5 計画の期間	11
2. 自転車利用等の現状	12
2.1 人口	12
2.1.1 人口推移	12
2.1.2 人口分布	12
2.2 自転車利用の状況	13
2.2.1 自転車による移動の状況	13
2.2.2 自転車利用者の発着施設	17
2.2.3 自転車等駐車場の収容能力	20
2.2.4 自転車事故の発生状況	21
2.2.5 自転車利用の多い路線と危険個所	22
2.2.6 市民のニーズ	24
2.3 自転車通行空間等の整備状況	26
3. 基本方針と計画目標の設定	28
3.1 課題の整理	28
3.2 基本方針	30
3.2.1 基本方針	30
3.2.2 ネットワーク構築の視点	31
3.3 計画目標の設定	34
3.3.1 指標の検討	34
3.3.2 目標値の設定	35
4. ネットワーク候補路線の選定及び重点整備エリアの選定	36
4.1 自転車ネットワーク構築の全体構成	36
4.2 調布市自転車ネットワーク計画の検討の流れ	37
4.2.1 自転車ネットワーク構築の考え方	37
4.2.2 自転車ネットワーク路線検討の流れ	38

4.3	自転車ネットワーク候補路線の選定	39
4.3.1	自転車ネットワーク候補路線の検討	39
4.3.2	自転車ネットワーク路線	44
4.4	重点整備エリアの設定	45
4.4.1	重点整備エリアの考え方	45
4.4.2	重点整備エリアの設定	46
5.	整備形態の選定の考え方	48
5.1	上位計画等の整備形態の考え方	48
5.1.1	国のガイドラインにおける整備形態の考え方	48
5.1.2	調布市道路網計画における自転車の走行空間の位置づけ	49
5.2	単路部の整備形態	50
5.2.1	整備形態の選定	50
5.2.2	整備形態の設計イメージ	52
5.3	特殊部における整備形態	60
5.3.1	バス停留所周辺	60
6.	整備の進め方	61
6.1	整備の進め方	61
6.2	優先整備路線（Ⅰ期）	61
6.2.1	道路管理者別の整備方針	61
6.2.2	市道における優先整備路線(Ⅰ期)	61
6.2.3	優先整備路線（Ⅰ期）の事業の進め方	62
6.3	関連施策の推進	65
6.3.1	違法駐停車車両対策	65
6.3.2	安全利用・法令順守の推進	66
6.4	今後の計画の進め方	71
6.4.1	関係機関等との連携	71
6.4.2	ネットワーク計画の見直し	71
6.4.3	自転車ネットワーク路線以外の路線における整備について	71
6.4.4	路面標示（表示）の耐久性・再整備について	71

1. 計画の概要

1.1 計画の目的

自転車は、買物や通勤・通学・子供の送迎等，日常生活における身近な移動手段・交通手段として多くの市民に利用されています。さらに近年では，環境にやさしい交通手段として認識されているほか，健康志向や災害時の機動性などを背景にその利用ニーズが高まっています。

平成 20 年 6 月に，歩道上の安全確保と自転車に関係する自動車事故の削減を目的として道路交通法が改正され，平成 23 年 10 月には，警察庁より「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の通達が出されて，自転車利用者のマナー向上はもとより，歩行者，自転車，自動車がともに安全で，安心して通行できる道路の利用環境整備が喫緊の課題となっています。

また，平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を背景に，「東京都自転車走行空間整備推進計画」（平成 24 年 10 月）等に基づいて都道における自転車走行空間の整備が進められていることに加え，国道・都道・市区道等の区別なく自転車が通行しやすい空間を連続させ，より安全に回遊できるよう，ネットワーク化した自転車推奨ルートを設定し，整備を推進していくことになっています。これらをうけて，調布市では平成 28 年度に調布市自転車走行空間検討調査を実施し，自転車利用に関わる基礎データの整理や地域概況の把握等を行い，平成 29 年度には，市民の意見を反映した計画にすることを目的として，市民参加の手法を用いて市民との意見交換を行いました。

上記の調査結果及び市民参加によっていただいた市民意見を基に，調布市内における良好な自転車通行環境を実現するための自転車通行環境ネットワーク形成に向け，自転車ネットワーク路線及び整備形態の選定や個別路線の詳細な構造検討等を行い，「調布市自転車ネットワーク計画」を策定します。

1.2 自転車の通行に関する法律等

1.2.1 道路交通法

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として昭和35年に施行された法律です。

自転車については、問題解決のために幾度かの改正が行われてきました。従来は車道通行となっていました。自動車の事故が増加したことにより、昭和45年の改正で普通自転車歩道通行可の指定がある区間において自転車の歩道通行が認められました。しかし、歩道における自転車と歩行者の事故の増加を受けて、平成20年の改正で自転車の歩道通行要件が明確になりました。

表 1-1 道路交通法の改正と主な改正点（自転車に関するもの）

改正年	主な改正点
昭和45年	<p>【自動車と自転車の分離】 モータリゼーションの進展により自動車と自転車との事故が増加したことにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の歩道通行が可能に（普通自転車歩道通行可の指定がある区間のみ） →ただし、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。
平成20年	<p>【自転車の歩道通行要件の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「普通自転車歩道通行可」の標識等がある場合 ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、または身体に障害を負っている場合 ・安全のためやむを得ない場合
平成27年	<p>【危険運転者への講習受講義務付け】 交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者に安全運転を行わせるための講習の受講が義務付けられる（危険行為14項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立ち入り ⑦交差点安全進行義務違反等 ⑧交差点優先車妨害等 ⑨環状交差点安全進行義務違反等 ⑩指定場所一時不停止等 ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反（スマホ・携帯電話使用、傘さし運転など） <p>上記14項目の違反を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習を受講しなければならない。 受講命令に従わなかった場合は5万円以下の罰金</p>

1.2.2 道路交通法の動向に関連する取組等

(1) 自転車の安全利用の促進について（平成 19 年 7 月）

道路交通法の改正により自転車事故の減少に取り組んでいましたが、自転車事故の発生件数が増加傾向であったために、中央交通安全対策会議交通対策本部決定により、「自転車安全利用五則」が定められました。「自転車安全利用五則」の活用により、自転車に関する交通秩序の整序化を図り自転車の安全利用を促進することを目的としています。



出典：警視庁ホームページより引用

図 1-1 自転車安全利用五則 リーフレット

(2) 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について（平成 23 年 10 月）

「自転車安全利用五則」を定めることにより、自転車の交通秩序整序化に取り組んでいましたが、十分な成果を得ることができていませんでした。そこで、「自転車は車両であるということの徹底により、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保すること」を基本的な考え方としてまとめられました。

推進すべき対策として、「自転車の通行環境の確立」、「自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」、「自転車に対する指導取締りの強化」が示され、良好な自転車交通秩序の実現に向けての総合的な取り組みが行われています。

1.3 計画の位置づけ

1.3.1 自転車施策に関する上位・関連計画

(1) 東京都の上位・関連計画

1) 多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（平成 26 年 12 月改定）

広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定め，一体的な都市づくりを推進するために定められました。「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」を基本理念とし，東京が目指すべき将来像と基本戦略等が示されています。

自転車施策については，方針として「環境負荷の少ない交通手段である自転車が安心して通行できる道路空間の創出」と「多摩湖周辺の自転車道など，快適で便利な自転車走行環境を形成」が示されています。

2) 都市づくりのランドデザイン（平成 29 年 9 月）

平成 28 年 9 月に東京都市計画審議会から示された答申「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ，目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した計画です。

自転車施策の取り組みについては，「道路空間を再編し，自転車の快適な通行空間を実現」，「自転車シェアリングのサイクルポートを利便性の高い場所に設置することにより，他交通機関と組み合わせて交通環境を充実」，「自転車走行空間や駐輪場の整備，ルール・マナーの啓発などにより，自転車利用環境を充実し，自転車活用を推進」という内容が示されています。

(2) 調布市の上位・関連計画

1) 調布市都市計画マスタープラン（平成 26 年 9 月改訂）

調布市の都市計画の基本的な考えを示したもので，調布市におけるまちづくりの総合的な指針となるものです。都市計画（まちづくり）分野においては，市の最上位計画であり，調布市が定める都市計画はこのマスタープランに沿ったものでなければなりません。

自転車施策に関しては，まちづくりの方針として「自転車をひとつの交通手段として位置づけ，走行環境等を整備」を示しました。

2) 調布市総合交通計画（平成 23 年 4 月）

調布市が目指すべき将来像や将来都市像などを実現するために，今後実施すべき交通政策の基本方針を示した計画です。

自転車施策に関しては，基本方針として「歩行者・自転車が安全・安心に移動できる環境の整備」を示しました。